

不妊治療費、不育症治療費助成

伯耆町は、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）、人工授精、男性不妊治療（特定不妊治療と合わせて精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）、不育症治療（妊娠をしても流産を繰り返すことに対する治療）にかかる費用の一部を助成しています。



	特定不妊治療	人工授精	男性不妊治療	不育症治療
対象者	次の全てに該当する方 ① 助成金の交付を受けようとする不妊治療について、鳥取県助成金の交付決定を受けている法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦で、町内に住所を有している ② 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない			次の全てに該当する方 ① 日本産婦人科学会に所属する専門医による不育症治療を受けている法律上の婚姻をしている夫婦で、助成金申請時に夫または妻が1年以上継続して町内に住所を有している ③ 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない
対象経費	鳥取県助成金対象となった特定不妊治療に要した費用から、県助成金を控除した残額	人工授精に要した費用（鳥取県助成金対象となった額）	鳥取県助成金対象となった男性不妊治療に要した費用から、県助成金を控除した残額	日本産婦人科学会専門医が所属する医療機関での不育症検査及び治療にかかった保険適用外の費用
助成額	採卵を伴う治療… 上限5万円 採卵を伴わない治療… 上限2万5千円	1年度あたり 上限5万円 (通算2回まで)	1回当たり 上限5万円	対象経費の1/2 1年度あたり上限10万円 (通算5回まで)
対象となる治療	令和3年4月1日以後に終了した不妊治療で鳥取県の助成金の交付決定を受けた治療			令和3年4月1日以後に治療が終了したもの
申請の期間	原則、治療が終了した年度内で、鳥取県の助成金の交付決定後に申請。ただし、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度の5月31日まで申請することができます。（県の交付決定が翌年度になった場合は翌年度末まで）			原則、治療が終了した年度内に申請。ただし、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請することができます。
申請に必要なもの	① 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定通知及び額の確定通知書（鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書） ② 特定不妊治療にかかる領収書の写し（人工授精にかかる領収書の写し） ③ 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書【鳥取県内市町村申請用】（人工授精助成金交付申請書兼請求書【鳥取県内市町村申請用】）			① 伯耆町不育症治療費助成金交付申請書兼実績報告書 ② 戸籍抄本及び住民票（町で確認できる場合には省略可） ③ 夫及び妻の医療保険の写し ④ 伯耆町不育症治療実施医療機関証明書 ⑤ 不育症治療にかかる医療機関が発行した領収書

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536

こんな方法では防げない受動喫煙

- ・換気扇の下でたばこを吸う
- ・ベランダなどの屋外でたばこを吸う
- ・窓を開けた車内でたばこを吸う
- ・加熱式たばこ（有害物質の含有量がゼロではありません）
- ◎換気しても、たばこの煙はあっという間に部屋や車内に広がります。
- ◎喫煙の後も、吐く息に含まれる肺の中の煙や、衣服や髪に付着した煙によって周囲の人がたばこの影響を受けます。

禁煙には禁煙外来

禁煙外来を受診することで、医師のアドバイスを受けながら、禁煙補助薬等による禁煙治療を受けることができます。禁煙治療を受けられる医療機関は、鳥取県のホームページに掲載されています。禁煙の手助けに、禁煙外来の利用を考えてみましょう。

問い合わせ先 健康対策課 TEL 0859-68-5536

受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされてしまうことです。たばこには、200種類以上の有害物質が含まれ、そのうち70種類は発がん物質と言われています。さらに、主流煙（喫煙者が吸い込む煙）よりも、副流煙（たばこから立ち上る煙）により多くの有害物質が含まれています。

5月31日は世界禁煙デー
5月31日～6月6日は禁煙週間
知っていますか？
受動喫煙のこと

